

18動検第874号

平成18年11月2日

各支所長  
本所管内出張所長

）  
殿

動物検疫所長

輸入初生ひな及び種卵の検査場所の指定に当たり配慮すべき事項について

今般、初生ひなの輸入検疫要領が新たに制定されたこと等に伴い、輸入初生ひなの検査場所の指定に当たり配慮すべき事項を見直し、種卵の検査場所に関する事項を加えて別添のとおり定め、平成19年4月1日から適用することとしたので、お知らせします。

また、必要な施設の整備や標準作業書の作成などについては、円滑かつ速やかに実施されるよう、指導・助言をお願いします。

なお、このことに伴い、「輸入初生ひなの検査場所の指定に当たり配慮すべき事項について」（平成12年7月25日付け12動検甲第1078号）は廃止するとともに、別記関係者には別途通知したことを申し添えます。

輸入初生ひな及び種卵の検査場所の指定に当たり配慮すべき事項について

「初生ひなの輸入検疫要領」（平成 18 年 11 月 2 日付け 18 動検第 873 号の別添 1）及び「種卵の輸入検疫要領」（平成 18 年 11 月 2 日付け 18 動検第 876 号）において示された申請場所の現地調査の事項中「状況」、「有無」、「難易」、「実行性」等の項目を判断するに当たり配慮すべき事項は、下記のとおりとする。

記

I 初生ひなの検査場所について

1 申請場所用地の一般的環境に関する事項

(1) 申請場所は、国道、県道、市町村道のいずれを問わず、道路からは、おおむね 50m 以上離れた場所であること。

ただし、次のア及びイの要件を満たす場合には、これを緩和することができるものとする。

ア 周辺の養鶏施設、食鳥処理施設、飼料工場、GP センター、鶏糞処理場等（以下「関連施設」という。）の所在地と道路網の整備状況から、家きん、鶏卵等の生産物、飼料等の養鶏関連物資を搭載した車両（以下「関連車両」という。）の通行の可能性が極めて低いこと。

ただし、関連車両の通行の可能性がある場合には、検疫期間中は関連車両の通行がないことが申請者により誓約されること。

イ 申請場所の育すう舎は、ウインドレス鶏舎や採光用の窓があっても常時閉鎖されている閉鎖型の鶏舎であって、次のいずれかの条件を満たしていること。

(ア) 排気方向が道路を避ける構造となっていること。

(イ) 排気口は覆いが設けられている、鋼板や崖に面している等により排気が直接道路に影響することのない状況となっていること。

(2) 当該場所の施設は、育すう施設及びその附属施設のみとすること。

(3) 当該場所の周囲 200m 以内には、関連施設がないこと。

ただし、次のア及びイの要件を満たす場合には、これを緩和することができるものとする。

ア 当該場所と関連施設の間に 100m 以上の間隔があること。

イ 当該場所と関連施設の間に森林等の遮蔽物があつて、関連施設と申請場所の間で直接風による影響を受ける可能性がきわめて低いこと。

(4) 当該場所は、土地が乾燥しており、かつ、排水溝を備えて、下水は衛生的に処置され

ていること。

(5) 当該場所への立入りが規制されていること。

ア 家きん又はその生産物の搬出入及び外来者（以下「外来者等」という。）の立入りができないよう、出入口は常時施錠されていること。

イ 検疫育すう場であること及び外来者等は立入禁止であることが表示されていること。

ウ やむを得ず外来者等の立入りが生ずる場合は、(ア) 及び (イ) を満たすこと。

(ア) 検査場所の責任者は検査担当動物検疫所の許可を得ること。

(イ) 外来者等の消毒等に関する標準作業書（別添「外来者消毒等標準作業書モデル」参照）を有していること。

## 2 申請場所に所在する検疫育すう舎に関する事項

(1) 独立した建造物であること。

(2) 育すう舎から 50m 以上離して囲いが設置されていること。その構造は高さ 1.5m 以上で人、犬猫等が侵入できないよう、十分な強度を有する板、金網等であつてあること。

なお、育すう舎から 50m の距離を確保できないときは、育すう舎から約 10m 以上離して前記と同様の構造を有する囲いを設け、その外側 40m 以上の周辺を検疫協力地として有刺鉄線で囲うこと。

ただし、検疫協力地を設定して有刺鉄線で囲うことについては、次のア、イ、ウ又はエのいずれかの要件に該当する場合は、これを緩和することができるものとする。

ア 林地又は原野中に孤立し、あるいはこれらにより隔絶されている場合

イ 丘陵の高低差、河川、海岸等により隔絶した状況にある場合

ウ 隣接地における所有者の了解が得られ、動物検疫に対する協力体制が得られている場合

エ 遮蔽性の高い鋼板により囲いが設置されている場合

さらに、育すう舎から 10m 以上離して囲いを設置することについては、ア、イ、ウ又はエのいずれかの要件を満たす場合で、次の (ア) 又は (イ) のいずれか、及び (ウ) の要件を満たして本文の記載と同様の構造を有する囲い（エの場合は鋼板とする。）が設置されている場合には、これを緩和することができるものとする。

(ア) 育すう舎の出入口から 10m 以内に囲いがないこと。

(イ) 育すう舎の出入口から 10m 以内に囲いがある場合は、その箇所は初生ひなを確実に止められる程度の目の細かさを有する網を張るか又はエと同様の構造を有する囲いとする。

(ウ) 車両消毒場所及び育すう舎内で使用する器材を育すう舎外に持ち出して清掃、消毒する場合の作業場所が囲いの内側に確保されていること。

なお、人、犬猫等の侵入、初生ひなの逃亡の可能性が極めて低いと考えられる切り

立った崖が育すう舎から 10m 以内にある場合は、崖の箇所に重ねて囲いをする必要はない。

- (3) 水道施設は、育すう室内及び育すう舎の近くに設け、施設内外の消毒、器具消毒槽の設置等による器具の洗浄、消毒等が容易に実施できること。
- (4) 育すう室及び飼料置場は、野鳥、ねずみ等が侵入できないような構造であり、野鳥、ねずみ等の侵入防止、駆除に関する標準作業書（別添「ねずみ駆除等標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (5) 育すう管理者は専任とし、その宿泊施設は、原則として、育すう舎に付属して作られていること。付属して設置することが困難な場合には同一構内に設備されていなければならない。

なお、育すう管理者以外の者が同居しないこと。

- (6) 更衣室あるいは更衣施設は、検査場所の出入口付近又は育すう舎の前室内に設け、当該場所では、①育すう舎外着の脱衣場所、②シャワー室等身体を洗浄できる場所、③育すう舎内着の着衣場所を区分していること。
- (7) 踏込消毒槽は、十分な深さを有し、少なくともゴム長靴の甲の部分がひたるまで新しい消毒薬液で満たされること。手洗消毒槽は、常に新しい消毒薬液で満たし、清潔な手ふきを備えてあること。踏込消毒槽等の管理のための標準作業書（別添「踏込消毒槽等管理標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (8) 死亡ひな（淘汰ひなを含む。）及び輸送箱の敷料を保存するための冷蔵／冷凍庫を備えること。
- (9) 育すう舎の周辺は、次の構造を有するとともに、定期的な除草（草刈を含む。以下同じ。）を行うことにより常に清潔に保たれ、整理整頓されていること。また、育すう舎内外を清潔に保つための標準作業書（別添「育すう舎清掃・消毒等標準作業書モデル」参照）を有していること。

ア 育すう舎の軒下（犬走り）を舗装（コンクリート、砂利等による。以下同じ。）すること。

イ 更衣施設から育すう舎までの通路（育すう舎の前室内に更衣室がある場合は不要とする。）を舗装すること。

ウ 育すう舎から囲いの間を定期的に除草すること。

- (10) 育すう舎及び囲いは破損していないこと。破損した場合は修復されていること。

- (11) 育すう舎の構造

ア 育すう室の面積は、1,000羽につき少なくとも 33 m<sup>2</sup>（10 坪）以上であること。

なお、異常ひなを分離して飼育観察できる余積を有すること。また、だちょうの場合は、80羽につき少なくとも 15 m<sup>2</sup>（4.6 坪）以上であること。

イ 天井を張る場合は、耐水素材であること。天井を張らない場合は、消毒、清掃等が容易かつ的確に実施できる素材、構造であること。換気装置をつけること。

ウ 床は、不浸透性で消毒、清掃等が容易かつ的確に実施できるコンクリート床等であること。

エ 側壁は、不浸透性で消毒、清掃等が容易かつ的確に実施できる素材で作られていること。

オ 窓、換気口には少なくとも蚊や蠅の侵入を防止できる防虫網をつけること。また、猫、野鳥の侵入を防止できる強度のあること。

カ 出入口は施錠できること。

キ 下水処理は、汚水溜を作り暗渠で導水し、消毒液を投入したのち流す等により合法的に処理できる方法によること。

ク 汚物等の処理は、消毒、焼却又は堆肥化等合法かつ適切な処理ができること。

### 3 器材について

- (1) 育すう器は、各個体についての検査を容易に行いうるよう努めて平飼い方式を採用することとし、なるべく傘型育すう器等が用いられていること。
- (2) 飼養管理器具、給餌用器、給水器、バケツ、ちり取り、箒等専用のものが準備してあること。飼養管理器具は飼育するひなの種類に適したものが備えてあること。
- (3) 作業衣、長靴は2組以上専用のものが備えてあること。その他、外来者のための作業衣、長靴等が備えてあること。
- (4) 室内湿度計、最低最高温度計が備えてあること。
- (5) ひな体重測定用秤量器、薬液測定用秤量器（メスシリンダー）が備えてあること。
- (6) スチームクリーナー又は噴霧器等の消毒器具が設備してあること。
- (7) 器材の保守点検等に関する標準作業書（別添「器材保守管理標準作業書モデル」参照）を有していること。

### 4 申請場所の責任者に関する事項

申請場所の責任者は、家畜防疫官の指示する責務を完全に励行すると認められる者であること。

### 5 専任育すう管理者に関する事項

- (1) 専任の育すう管理者を配置し、検疫開始前7日以降検疫期間が終了するまで、当該ひな以外の家きん及び家きんの生産物に接触しないと認められること。
- (2) 育すう管理者は、家きん飼育管理及び衛生に関する知識経験を有し、家畜防疫官の指示事項を励行できると認められる者であること。
- (3) 年1回以上健康診断を受けること。初生ひなの健康に悪影響を与えるおそれがあると考えられる健康状態の場合は、初生ひなの飼養管理に従事しないこと。

## 6 申請場所の防疫・衛生管理に関する事項

- (1) 使用する飼料、飲水及び敷料の清浄性を確保するための標準作業書（別添「飼料等管理標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (2) 初生ひなの輸送等を的確に行うための標準作業書（別添「初生ひな輸送標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (3) 初生ひなの飼養管理を的確に行うための標準作業書（別添「初生ひな飼養管理標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (4) 検査場所の責任者及び育すう管理者（以下「従事者」という。）の防疫管理を的確に行うための標準作業書（別添「従事者防疫管理標準作業書モデル」参照）を有していること。

## II 種卵の検査場所について

### 1 申請場所用地の一般的環境に関する事項

- (1) 申請場所は、貯卵施設、ふ卵施設及びその付属施設のみとすること。ただし、当該場所において輸入種卵から初生ひなを生産して育すうする場合は、育すう施設を併設することができる。その場合は、当該育すう施設はIの初生ひなの検査場所について規定されている事項を満たすこと。
- (2) 当該場所への立入りが規制されていること。
  - ア 家きん又はその生産物の搬出入及び外来者（以下「外来者等」という。）の立入りができないよう、出入口は常時施錠されていること。
  - イ 種卵検査場であること及び外来者等は立入禁止であることが表示されていること。
  - ウ やむを得ず外来者等の立入りが生ずる場合は（ア）及び（イ）を満たすこと。
    - （ア）検査場所の責任者は検査担当動物検疫所の許可を得ること。
    - （イ）外来者等の消毒等に関する標準作業書（別添「外来者消毒等標準作業書モデル」参照）を有していること。

### 2 申請場所に所在する貯卵施設及びふ卵施設に関する事項

- (1) 輸入種卵専用の施設であること。
- (2) 貯卵施設及びふ卵施設（以下「ふ卵施設等」という。）の周囲に囲いが設置されていること。

囲いの構造は高さ 1.5m 以上で、人、犬猫等が侵入できないよう、十分な強度を有する板、金網等で作ってあること。
- (3) 水道施設は、ふ卵施設等の室内及びその近くに設け、施設内外の洗浄、消毒及び器材の洗浄、消毒等が容易に実施できること。
- (4) ふ卵施設等は、野鳥、ねずみ等が侵入できないような構造であること。
- (5) 貯卵及びふ卵管理者は専任とする。

- (6) 更衣室あるいは更衣施設は、検査場所の出入口付近又はふ卵施設等の前室内に設け、当該場所では、①ふ卵施設等外着の脱衣場所、②シャワー室等身体を洗浄できる場所、③ふ卵施設等内着の着衣場所を区分していること。
- (7) 踏込消毒槽は、十分な深さを有し、少なくともゴム長靴の甲の部分がひたるまで新しい消毒薬液で満たされること。手洗消毒槽は、常に新しい消毒薬液で満たし、清潔な手ふきを備えてあること。踏込消毒槽等の管理のための標準作業書（別添「踏込消毒槽等管理標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (8) 発育中止卵、死ごもり卵を保存するための冷蔵／冷凍庫を備えること。
- (9) ふ卵施設等の周辺は、次の構造を有するとともに、定期的な除草（草刈を含む。以下同じ。）を行うことにより常に清潔に保たれ、整理整頓されていること。
  - ア ふ卵施設等の軒下（犬走り）を舗装（コンクリート、砂利等による。以下同じ。）すること。
  - イ 更衣施設からふ卵施設等までの通路（ふ卵施設等の前室内に更衣室がある場合は不要とする。）を舗装すること。
  - ウ ふ卵施設等から囲いまでの間を定期的に除草すること。
- (10) ふ卵施設等及び囲いは破損していないこと。破損した場合は修復されていること。
- (11) ふ卵施設等の構造
  - ア 施設内は、清掃、消毒が容易かつ的確に実施できる素材、構造であること。
  - イ 窓、換気口には少なくとも蚊や蠅の侵入を防止できる防虫網をつけること。また、猫、野鳥の侵入を防止できる強度のあること。
  - ウ 出入口は施錠できること。
  - エ 汚物等の処理は、消毒、焼却等合法かつ適切な処理ができること。

### 3 器材について

- (1) 貯卵施設には貯卵設備が備えてあること。
- (2) ふ卵施設にはふ卵設備が備えてあること。ふ卵設備は健康なひなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調節をすることができる構造であること。
- (3) 清掃、消毒に用いる器材は専用のもので準備してあること。
- (4) ふ化後の卵殻等汚物を収納するための容器又は袋が備えてあること。
- (5) 作業衣、長靴は2組以上専用のもので備えてあること。その他、外来者のための作業衣、長靴等が備えてあること。
- (6) 検卵器が備えてあること。
- (7) 器材の保守点検等に関する標準作業書（別添「器材保守管理標準作業書モデル」参照）を有していること。

### 4 申請場所の責任者に関する事項

申請場所の責任者は、家畜防疫官の指示する責務を完全に励行すると認められる者であること。

#### 5 専任の貯卵及びふ卵管理者に関する事項

- (1) 専任の貯卵及びふ卵管理者を配置し、検疫開始前7日以降、ひながふ化し育すう施設に移動するまでの間、当該種卵以外の種卵、家きん及び家きんの生産物に接触しないと認められること。
- (2) 貯卵及びふ卵管理者は、種卵の管理及び衛生に関する知識経験を有し、家畜防疫官の指示事項を励行できると認められるものであること。
- (3) 年1回以上健康診断を受けること。種卵及びふ化後初生ひなに悪影響を与えるおそれがあると考えられる健康状態の場合は、種卵及びふ化後初生ひなの管理に従事しないこと。

#### 6 申請場所の防疫・衛生管理に関する事項

- (1) 種卵の輸送等を的確に行うための標準作業書（別添「種卵輸送標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (2) ふ化後の初生ひなの異なる場所にある育すう施設への輸送等を的確に行うための標準作業書（別添「初生ひな輸送標準作業書モデル」を参照して改変）を有していること。
- (3) 種卵の検卵等管理を的確に行うための標準作業書（別添「種卵管理標準作業書モデル」参照）を有していること。
- (4) 従事者の防疫管理を的確に行うための標準作業書（別添「従事者防疫管理標準作業書モデル」参照）を有していること。

## 外来者消毒等標準作業書（モデル案）

### 1 目的

検査場所に立ち入る外来者の管理のために必要な事項を定める。

### 2 手順

(1) 囲いの出入口、門は常時施錠しておく。

(2) 囲いの点検と修復

育すう管理者は、初生ひなの搬入前に、囲いに破損箇所がないか点検を行い、別記様式 1 の囲いの点検の欄にチェックを入れる。破損箇所があった場合には、別記様式 2 の 1 の異常の状況の欄に具体的に記載の上、速やかに検査場所の責任者に報告する。

検査場所の責任者は、速やかに破損箇所の修復を行い、その結果を別記様式 2 の 2 の対処状況に記録する。

(3) 立入禁止の表示、更衣の指示

ア 育すう管理者は、原則立入禁止であることを入口に表示する。

イ 検査場所の責任者は、家畜防疫官が立ち入る場合を除き、業務上やむを得ず立ち入る者に関して、あらかじめ検査担当動物検疫所に届出て許可を得る。

ウ 育すう管理者は、外来者に対し、別記様式 1 により、所属、氏名、用件、立入時間、退出時間を記録させるとともに、従事者防疫管理標準作業書に準じて更衣場所での着替え、手指、長靴の消毒をさせる。

(4) 車両の消毒

育すう管理者は、業務上やむを得ず施設内へ乗り入れる車両に対しては、入口において当該車両の車輪を中心に、逆性石けん 500 倍液等の腐食性のない消毒液を用い、噴霧器にて十分噴霧する等により消毒を行い、別記様式に記録する。

### 3 記録の確認等

検査場所の責任者は、記録簿（別記様式）の確認を行い、5 年間保管する。

## 外来者等入退出等記録簿

月日	所属	氏名	用件	担当動検 の許可	立入時間	退出時間	車両消毒 の実施	囲いの点 検	検査場所 の責任者 の確認
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									

## 注意事項

1. 検査場所の責任者は、家畜防疫官を除き、やむを得ず立ち入る外来者については、検査担当動物検疫所から入場の許可を得、許可日を記載する。
2. 育すう管理者は、車両消毒には逆性石けん500倍液等の腐食性のない消毒液を用い、噴霧器にて十分噴霧する等により消毒を行い、○を入れる。
3. 育すう管理者は、初生ひなの搬入前に囲いの点検を行い、問題がない場合は○を入れる。破損があった場合は、別記様式2にその状況を記録する。
4. 検査場所の責任者は、記録を確認し、確認欄に署名又は押印する。

## 囲いの修復記録簿

### 1 異常の状況

(1) 発見年月日:

---

(2) 発見者:

---

(3) 破損箇所とその状況:

---

---

---

---

### 2 対処状況:

---

---

---

---

---

### 注意事項

1. 破損が認められた箇所について作成する。
2. 複数ある場合は、別葉にするかそれぞれが分かるように記載する。
3. 検査場所の責任者は、修復が終了したことを確認し、署名又は押印する。

検査場所の責任者

年

月

日

確認

Ⓔ

## ねずみ駆除等標準作業書（モデル案）

### 1 目的

ねずみ、野鳥及び昆虫の侵入防止及び駆除を行うために必要な事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 侵入防止

##### ア 破損箇所等の点検

育すう管理者は、初生ひなの搬入前に、ねずみ、野鳥及び昆虫の侵入防止のために窓等の開口部に張られた網、ねずみ返し等の構造物及び育すう舎の外壁に破損箇所がないか並びに育すう舎外における鳥類の営巣がないか調べる。破損箇所等があった場合は別記様式1の1に記録するとともに、速やかに検査場所の責任者に報告する。

##### イ 破損箇所の修復等

検査場所の責任者は、速やかに、破損箇所の修復及び営巣があった場合の巣の除去を行い、その結果を別記様式1の1に記録する。

#### (2) 駆除

##### ねずみの生息の確認

育すう管理者は、初生ひなの搬入前、検疫中及び初生ひな搬出後の敷料等堆積物の搬出後に、育すう舎内の、ねずみがかじった所、糞、足跡等について観察し別記様式1の2に記録するとともに、検査場所の責任者に報告する。

##### ア ねずみの生息が認められた場合

(ア) 検査場所の責任者は、初生ひなに影響を及ぼさない方法でねずみの駆除を継続して行うこと、巣穴はコンクリート等により充填すること等を考慮して、別記様式2の1の駆除計画を作成する。必要に応じねずみ駆除業者に依頼する。

(イ) 検査場所の責任者は、育すう管理者に対し、駆除計画に基づき駆除作業を指示する。必要に応じ駆除業者に作業を依頼する。

(ウ) 駆除作業を実施した者は、その状況について別記様式2の2に記録する。

(エ) 検査場所の責任者は、ねずみの捕獲がないことを確認し、育すう舎清掃・消毒等標準作業書に従い、育すう管理者に育すう舎等の清掃・消毒を指示する。

##### イ ねずみの生息が認められない場合

検査場所の責任者は、敷料等堆積物の搬出後、育すう舎清掃・消毒等標準作業書に従い、育すう管理者に育すう舎等の清掃・消毒を指示する。

### 3 記録の作成及び確認

(1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況について記録し、検査場所の責任者に報告する。

(2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

別記様式 1

ねずみ等の点検及び対処の記録簿

1 侵入防止

点検事項	点検概要 月 日	検査場所の責任者の確認及び対処の概要 月 日
ねずみ返しの破損		
外壁の亀裂		
鳥類の舎外での営巣		

注意事項

1. 育すう管理者は、初生ひなの搬入前に点検し、検査場所の責任者に報告する。
2. 検査場所の責任者は、点検概要に基づき破損箇所の修復、巣の除去等対処を行った場合は、対処の概要と実施月日を記入し、署名又は押印する。対処が不要の場合は確認月日を記入し、署名又は押印する。

2 駆除

点検事項		ねずみのかじり、糞、足跡	検査場所の責任者の確認及び対処の概要 月 日
実施時期・点検概要	搬入前 月 日		月 日
	検疫中 月 日		月 日
	搬出後 月 日		月 日

注意事項

1. 育すう管理者は、初生ひなの搬入前、検疫中及び搬出後に点検し、その都度検査場所の責任者に報告する。
2. ねずみのかじり、糞、足跡がある場合の駆除の詳細は、別記様式2のねずみの駆除作業等記録簿に記録する。
3. 検査場所の責任者は、点検概要に基づきねずみの駆除作業を指示した場合は、対処の概要と実施月日を記入し、署名又は押印する。対処が不要の場合は確認月日を記入し、署名又は押印する。

別記様式 2

## ねずみの駆除作業等記録簿

### 1 駆除計画の作成：検査場所の責任者

--

#### 注意事項

検査場所の責任者は、殺鼠剤、粘着シート等を用いたねずみの駆除について、別記様式 1 の点検結果を踏まえ、駆除に用いる薬剤、資材、配置方法（場所、箇所数、間隔（距離））及び取替え（確認）の間隔等の必要事項について取りまとめる。

### 2 駆除作業記録：育すう管理者

月 日	薬剤の配置 量	死亡ねずみ の回収	月 日	薬剤の配置 量	死亡ねずみの 回収
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		

#### 注意事項

- 育すう管理者は、駆除計画に基づき作業を行い、死亡ねずみの回収状況を検査場所の責任者に報告する。
- 検査場所の責任者は、死亡ねずみの回収がなくなった時点で確認の署名又は押印を行う。

検査場所の責任者      年      月      日      確認      ⑩

## 踏込消毒槽等管理標準作業書（モデル案）

### 1 目的

踏込消毒槽、手洗消毒槽の設置及び管理に必要な事項を定める。

### 2 踏込消毒槽、手洗消毒槽の設置及び管理

- (1) 検査場所の責任者は、初生ひなの収容準備が整った日以降、検疫を終了し敷料等の運び出しが終わるまでの間、育すう舎の出入口に踏込消毒槽、手洗消毒槽を設置するよう、育すう管理者に指示する。
- (2) 育すう管理者は、検査場所の責任者の指示に従い、踏込消毒槽、手洗消毒槽の設置を行う。
- (3) 育すう管理者は、手洗及び踏込消毒槽の洗浄、消毒に用いる消毒槽について、以下により交換を行う。それぞれ汚れが目立った都度交換し、最低でも毎日交換する。消毒液の交換状況について、別記様式により記録する。
  - ア 手洗消毒槽：消毒用は、洗面器 1 個に逆性石けん 500～1,000 倍液等とし、水洗用は洗面器 1 個に水 2L 以上とする。
  - イ 踏込消毒槽：消毒用は、消毒槽 1 個に逆性石けん 500 倍液又はオルソ剤 1～2%液等とし、水洗用は消毒槽 1 個に水 20L 以上とする。なお、消毒用の槽については、消毒成分を長持ちさせるため、中蓋付き踏込消毒槽が望ましい。

### 3 消毒方法

- (1) 長靴の消毒

長靴の汚れをブラシを用いて水洗いした後、消毒する。
- (2) 手指の消毒

手指を水で洗浄する際、必要に応じブラシで爪の間の汚物を取り除き、その後消毒する。清潔なタオルで余分な水分をふき取る。

### 4 記録の作成及び確認

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5 年間保管する。

別記様式

## 踏込消毒槽等消毒液交換記録簿

設置日：

撤去日：

踏込消毒槽				手洗消毒槽			
使用薬剤名：				使用薬剤名：			
1回当たり使用薬剤量：				1回当たり使用薬剤量：			
1回当たり使用希釈水量：				1回当たり使用希釈水量：			
使用上の注意：				使用上の注意：			
保管上の注意：				保管上の注意：			
消毒液の交換記録				消毒液の交換記録			
月／日	時 間	月／日	時 間	月／日	時 間	月／日	時 間
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時
／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時	／	AM PM 時

**注意事項**

1. 踏込消毒槽にはブラシ等を備える。
2. 手洗消毒槽には清潔なタオルを備える。
3. 検査場所の責任者は、交換記録を定期的を確認し、必要な指導を行う。
4. 検査場所の責任者は、消毒槽の撤去後に確認の署名又は押印する。

検査場所の責任者

年 月 日 確認



## 育すう舎清掃・消毒等標準作業書（モデル案）

### 1 目的

育すう舎及び飼養管理器具を適切に清掃、消毒し清浄性を維持するため、サルモネラを指標とした衛生管理等に必要な事項を定める。

### 2 初生ひな搬出後の清掃、消毒等及び検査材料採取

#### (1) 清掃、点検、修復及び消毒の手順

初生ひな搬出後の育すう舎、飼養管理器具の清掃、消毒等の作業は、別紙1を参考に、原則として次の作業手順に従って行う。

- ア 予備消毒
- イ 給餌器、給水器等（器具）の搬出
- ウ 敷料等堆積物の搬出
- エ 器具の水洗及び消毒
- オ 育すう舎内の水洗
- カ 育すう舎内の点検と修復
- キ 育すう舎内の消毒
- カ 器具の搬入
- キ 再消毒

#### (2) 育すう舎清掃・消毒等作業計画書の作成と指示

ア 検査場所の責任者は、育すう舎、飼養管理器具の清掃、点検、修復及び消毒に関する作業実施計画（以下「育すう舎清掃・消毒等作業計画書」（別記様式1）という。）を作成し、育すう管理者に指示する。

イ 育すう管理者は、上記作業実施計画に従い、清掃、点検、修復及び消毒を行う。

#### (3) 育すう舎内の点検と修復に関する事項

育すう舎内の洗浄後、床面のひび割れ、天井及び側壁の破損箇所の修復、ペンキ塗装、ドアや換気孔の調整など育すう舎の機能を維持するために必要な修復を行い、別記様式2の育すう舎内の点検・修復記録簿に記載する。

#### (4) 検査期間中にサルモネラの摘発がある場合

ア 検査場所の責任者は、検査担当動物検疫所の指示に従い、育すう舎清掃・消毒等作業計画書を作成し、育すう管理者に指示する。

イ 清掃・消毒が完了した場合は、検査担当動物検疫所の指示に従い自ら又は検査担当動物検疫所が検査を行う。自ら検査材料を採取する場合は別紙2を参照する。以下同様。

自ら検査を行う場合には、その結果を検査担当動物検疫所に報告する。

ウ 検査結果が陽性の場合、検査担当動物検疫所の指示に従い、アに戻り作業を行う。

### 3 検査場所指定の申請書の提出のための検査

検査場所の責任者は、検査場所指定の申請書の添付資料として求められる育すう舎の清浄性の確認資料として、申請書の提出前3箇月以内に次によりサルモネラ検査を実施する。水道水以外の飲水を使用する場合は、当該飲水のサルモネラ検査成績を含む。

- (1) サルモネラの検査機関と連絡・調整を取って、育すう舎清掃・消毒等作業計画書を作成し、育すう管理者に指示する。
- (2) 検査機関に検査を依頼する。
- (3) 検査結果が陽性であった場合は遅滞なく検査担当動物検疫所に通知し、その指示に従う。

### 4 記録の作成、確認等

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

## 別紙1

### 育すう舎等の清掃・消毒方法

清掃、洗浄、乾燥、消毒、乾燥、再消毒の順に行う。

#### 1 乾式清掃

- (1) 育すう室のみならず前室をも含め、換気扇、通気孔、照明装置、天井、壁、床等すべてを掃除する。飼料タンク、連結パイプ、給餌器等の飼料が堆積している場所では、固まった飼料が残らないように掃除する。また、育すう管理者の宿泊施設も適切に清掃する。
- (2) 電気系統はスイッチを切り注意深く清掃し、湿式清掃のために覆いをする。

#### 2 湿式清掃（水洗作業）

- (1) 温水が望ましく、洗浄剤に界面活性剤を添加すると効果的である。
- (2) すすぎを十分に行い、洗剤の残留を除く。
- (3) 水たまりは速やかに除去し、乾燥させる。

#### 3 消毒

- (1) 十分に洗浄され汚物の取り除かれた場所に対し、乾燥後速やかに消毒を開始する。
- (2) 消毒薬は使用説明書を参照し、消毒対象に適した消毒薬を適正な濃度で使用する。必要に応じ防護マスク等を装着する。
- (3) 給餌器、給水器等は浸漬消毒が効果的である（数時間以上浸漬。）。
- (4) 飲水パイプやニップルドリンカーは排水後、消毒液を満たし、24時間以上置いた後、高い圧力をかけて、水でよく洗い流す。
- (5) 天井、壁、床は消毒薬で十分に洗い流し、通気孔、換気装置、育すう舎外壁のダクト周辺等も念入りに消毒する。
- (6) 密閉可能な育すう舎での仕上げ消毒としては、ホルムアルデヒドガスによる消毒が効果的である。ホルマリン燻蒸（4を参照）は24時間実施する。
- (7) 育すう舎の構造やシステムによっては、発泡消毒の応用も効果的である。
- (8) 育すう舎周辺の土壌を消毒する場合には、消石灰 300g/m<sup>2</sup>又はサラシ粉 200g/m<sup>2</sup>等を散布する。

#### 4 ホルムアルデヒドガスによる消毒を行う場合

##### (1) ホルマリン燻蒸

ホルマリン燻蒸は湿度 70%、温度 18℃以上に保つことが望ましい。1 m<sup>3</sup> 当たり 40mL のホルマリン（ホルムアルデヒド 37%以上含有）と 20g の固形サラシ粉を反応させ、ガスを発生させる。この反応では、発熱があるので、火災の発生を防止する

ため、大型の容器を使用し、容器周辺には可燃物があってはならない。

また、育すう舎消毒では、化学反応によらず家庭用電気釜を利用して、加熱によりガスを発生させることもできる。

なお、ホルムアルデヒドは刺激性のガスで、吸入や接触により人の健康に有害な影響を与えるので、燻蒸作業に際しては、ガスマスクや接触防止の衣服等を着用して危害防止に努める。

## (2) 蒸気加温ホルマリン燻蒸

オールアウト後の鶏舎内に大量の蒸気を送り込み、鶏舎内温度を約 60℃に 30 分間保持し、さらにホルマリン約 30mL/m<sup>3</sup> を送入してから蒸気を止め、4 時間密閉後に換気扇を駆動してホルマリンガスを排出する。

## 別紙 2

### サルモネラ検査材料の採取

サルモネラ検査のための検査材料（以下「検体」という。）を採取する場合は、次を参照する。

#### 1 ガーゼパッドによる検体の採取と保存

20%濃度のスキムミルク液に浸した 10×10cm 大のガーゼパッドで検体を拭き取って採取する。採取したガーゼパッドは 2 枚ずつ、あらかじめ 5mL のスキムミルク液を入れた滅菌容器に入れる。容器の表面に、検体名、日付を記入の上、検査機関に送付するまでの間、必要に応じ、冷蔵庫又は冷凍庫に保存しておく。なお、検査までの保存期間は、4℃で 3 日間、-15℃で 2 週間程度である。

#### 2 ドラッグスワブによる床の検体の採取法

2 枚のガーゼパッドを牽引用の紐に取り付けて（約 1.5m の主紐に 30cm と 60cm の紐を Y 字型になるように結び、それぞれの先端にガーゼパッド 1 枚をクリップで取り付ける。）、育すう舎の長尺方向に沿って床面を牽引しながら一往復する。他の 2 枚のガーゼパッドも同様にして反対側の床面から採取する。

採取したガーゼパッドの保存は 1 に準ずる。

#### 3 検体の採取場所と量

床（ひび割れ箇所を含め）及び壁（4 隅の床面から 1 m の高さまで）は各 4 スワブ（ガーゼパッドを用いて検体を拭き取ったもの。以下同じ。）、換気システム（1 スワブ当たり、入、排気口 3 箇所）及び給餌器は各 3 スワブを採取する。

## 育すう舎清掃・消毒等作業計画書・記録簿(記載例)

作業項目	作業概要	使用薬剤、器材	実施予定月日	実施月日
予備消毒	消毒薬を軽く噴霧して塵埃、微生物の飛散を防止する。	逆性石けん〇〇〇倍液 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器	月 日	月 日
給餌器・給水器の搬出	移動できる器具類を舎外に搬出	工具類一式	月 日	月 日
給餌器・給水器の水洗	器具類の水洗	高圧洗浄機 ブラシ	月 日	月 日
給餌器・給水器の消毒	器具類の消毒	逆性石けん液〇〇〇倍 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器	月 日	月 日
敷料の搬出	舎外に搬出し、堆肥化等により適切に処理 必要に応じ追加の噴霧消毒	スコップ、1輪車	月 日	月 日
室内の水洗	床、壁、天井の水洗、コンセント等に注意	高圧洗浄機 ブラシ	月 日	月 日
室内の点検及び修復	床、壁、天井の修復、ペンキ塗装、ドア、換気孔の調整等、別記様式2により記録	補修用器材及び資材	月 日	月 日
消毒	床、壁、天井の消毒、十分乾燥してから実施すること。コンセント等に注意	逆性石けん液〇〇〇倍 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器 マスク、ゴーグル等の着用	月 日	月 日
器具の搬入	消毒の完了したものを搬入する。取り付けに用いる器具類も消毒しておく。	工具類一式	月 日	月 日
再消毒	初生ひなの搬入予定を踏まえて実施	逆性石けん液〇〇〇倍 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器 マスク、ゴーグル等の着用	月 日	月 日

## 注意事項

1. 作業計画は、作業概要、使用薬剤、器材及び実施予定月日について、検査場所の責任者が記入。
2. 作業概要等は、申請場所の状況にあわせて作成する。
3. 実施月日は、作業を行った育すう管理者が記録する。検査場所の責任者の確認を受ける。
4. 検査場所の責任者は、初生ひなの搬入前に、清掃、消毒作業が完了していることを確認し、署名又は押印する。

消毒液の使用期限： 年 月 日

検査場所の責任者 年 月 日 確認 (印)

## 育すう舎内の点検・修復記録簿

点検実施者：

点検年月日：

点検場所	点検項目	点検結果	修復状況
床面	ひび割れ、穴、モルタルの欠落等清掃・消毒が容易かつ的確にできない状況の有無		
側壁	ひび割れ、穴、ペンキのはがれ等清掃・消毒が容易かつ的確にできない状況の有無		
天井	ひび割れ、穴、ペンキのはがれ等清掃・消毒が容易かつ的確にできない状況の有無		
ドア(シャッターを含む。)	施錠不良、閉鎖不良、穴、ゆがみ等的確に閉鎖できない状況の有無		
換気孔	開閉不良、動作不良等的確に換気ができない状況の有無		

## 注意事項

1. 育すう管理者は、点検結果をまとめて検査場所の責任者に報告する。
2. 検査場所の責任者は、点検結果に基づき必要な修復を指示する。
3. 検査場所の責任者は、修復状況の確認を行う。

検査場所の責任者

年

月

日

確認



## 器材保守管理標準作業書（モデル案）

### 1 目的

検査場所の衛生管理及び初生ひなの飼養管理に使用する器材の保守管理に関する事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 初生ひなの搬入前点検

育すう管理者は、初生ひなの搬入前に、初生ひなの飼養管理に使用する器材について試運転を行い適切に作動することを確認し、別記様式 1 に記録する。

#### (2) 定期点検

ア 検査場所の責任者は、器材の使用説明書に従い点検するよう、育すう管理者に指示する。

イ 育すう管理者は、器材の使用説明書に従い点検を行い、別記様式 2 に記録する。

#### (3) 異常時の対処

ア (1) 及び (2) の点検時又は使用中に器材に異常が認められた場合、育すう管理者は、別記様式 3 に記録の上、直ちに検査場所の責任者に報告する。

イ 検査場所の責任者は、点検結果から修理が必要と判断された場合は、修理または修理を外部委託する等の措置を行う。外部委託した場合は、業者による修理記録等処置の確認できる資料をあわせて保管する。

### 3 記録簿の作成及び確認

(1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況を記録し、検査場所の責任者に報告する。

(2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5 年間保管する。

## 器材の初生ひな搬入前の点検記録簿

器材名	確認月日:異常の有無	確認月日:異常の有無	確認月日:異常の有無	確認月日:異常の有無	確認月日:異常の有無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無	/ : 有・無
検査場所の責任者の確認					

## 注意事項

1. 育すう管理者は、器材の外観に異常がないこと及び試運転が正常に行えることを確認する。
2. 異常が認められた場合は、別記様式3の修理記録簿に詳細を記録する。
3. 検査場所の責任者は、初生ひなの搬入前に確認を行い、確認欄に署名又は押印する。

## 器材の定期点検記録簿

器材名	定期点検 間隔	前回点検 時期	次回点検 時期	点検実施 年月日	点検項目	異常の有無	検査場所の 責任者の確認
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			
		/	/	/			

## 注意事項

1. 定期点検間隔及び点検事項の欄は、使用説明書の保守点検に関する項を参照する。
2. 異常が認められた場合は、別記様式3の修理記録簿に詳細を記載する。
3. 育すう管理者は、器材の定期点検を行った場合は、検査場所の責任者に報告する。
4. 検査場所の責任者は、点検状況を確認し、確認欄に署名又は押印する。

## 修理記録簿

1 器材名:

---

2 異常の状況

(1) 発見年月日:

---

(2) 発見者:

---

(3) 異常箇所:

---

---

---

---

3 対処方法:

---

---

---

---

---

---

### 注意事項

1. 異常が認められた器材について、個別に作成する。
2. 外部に修理を依頼した場合、業者の修理記録等を添付する。
3. 検査場所の責任者は、修理が終了したことを確認し、署名又は押印する。

検査場所の責任者

年

月

日

確認

Ⓜ

## 飼料等管理標準作業書（モデル案）

### 1 目的

飼料、飲水及び敷料（以下「飼料等」という。）の清浄性の確保のため、サルモネラを指標として確認を行うこととして必要な事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 飼料の清浄性の確保

ア 検査場所の責任者は、飼料購入の際、業者に対し、サルモネラ陰性又は加熱処理された製品（クランブル等）であることを書面により提出することを求め、当該書面を保管する。

イ 育すう管理者は、飼料の搬入に先立ち、飼料置場、飼料タンクの清掃を行い、清潔で乾燥した状態に保つ。

ウ 育すう管理者は、バラで搬入された飼料については、外観、色、風味及び品質に異常がないことを確認するとともに、未使用のポリ袋など清潔な容器を用いて 500 g 程度採取し、係留検査が終了するまで保管する。

エ 家畜防疫官が検査のため飼料の提出を求める場合は、家畜防疫官の指示に従う（サルモネラが摘発された場合に飼料由来かどうか確認のため使用）。

#### (2) 飲水の清浄性の確保

ア 検査場所の責任者は、水道水以外の水を用いる場合は、年 1 回、水源の水質検査を受け飲水に適していること及びサルモネラ検査を受け陰性であることを確認する。水質検査及びサルモネラ検査に係る検査材料の採取は、検査機関の指示に従う。

イ 検査場所の責任者は、検査機関における検査結果の通知があった場合には、遅滞なく、当該検査結果を検査担当動物検疫所に通知する。

ウ 検査場所の責任者は、水源からサルモネラが分離された場合には、水源を変更するか、または消毒装置を設置の上、サルモネラ検査を行い、陰性を確認する。また、育すう管理者に対し、給水設備全体の洗浄・消毒を指示する。

#### (3) 敷料の清浄性の確保

ア 育すう管理者は、敷料の搬入に先立ち、敷料置場を清掃する。

イ 育すう管理者は、敷料の外観、色及び品質に異常がないこと並びに異物、カビの発生が認められないことを確認する。

ウ 育すう管理者は、消毒の完了した鶏舎内へ敷料を搬入後、1000 倍希釈逆性石けん液、ホルムアルデヒドガス等を用いて消毒を行い、必要に応じ切り返しを行って十分に消毒する。初生ひなが搬入されるときには十分乾燥しているよう余裕を持って行う。

### 3 記録の作成、確認

- (1) 検査場所の責任者及び育すう管理者は、それぞれ担当する事項について、記録簿（別記様式）により記録する。
- (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

## 飼料等管理記録簿

	管理項目	対処	担当者	実施月日
飼料の清浄性	(1)加熱処理状況、サルモネラ陰性であること	業者からの書面の保管	検査場所の責任者	月 日
	(2)飼料置場、飼料タンク	清掃、乾燥	育すう管理者	月 日
	(3)バラ飼料の確認	外観、色、風味、品質に異常がないことの確認	育すう管理者	月 日
	(4)バラ飼料の保存(検査用)	500g程度を清潔なポリ袋に保存	育すう管理者	月 日
飲水の清浄性	(1)水源の確認	水道水、井戸水又は湧水等の確認	検査場所の責任者	月 日
	(2)水道水以外の場合			
	ア 飲水に適していること	水質検査依頼と検査結果の検査担当動物検疫所への通知	検査場所の責任者	月 日
	イ サルモネラ陰性であること	サルモネラ検査依頼と検査結果の検査担当動物検疫所への通知	検査場所の責任者	月 日
ウ 水源からサルモネラが分離された場合	水源の変更又は消毒装置の設置とサルモネラ検査	検査場所の責任者	月 日	
敷料の清浄性	(1)敷料置場	清掃	育すう管理者	月 日
	(2)敷料の確認	外観、色、品質に異常がないこと及び異物、カビの発生がないことの確認	育すう管理者	月 日
	(3)敷料の消毒	逆性石けん液、ホルムアルデヒドガス等により消毒	育すう管理者	月 日

## 注意事項

1. 実施月日は、担当者が各項目について対処した月日を記入する。
2. 飲水の清浄性に関する検査については、1年に1回実施した際の実施月日を記入する。
3. 検査場所の責任者は、初生ひなの搬入前に確認し、署名又は押印する。

検査場所の責任者      年      月      日      確認      ⑩

## 初生ひな輸送標準作業書（モデル案）

### 1 目的

初生ひなの輸送における防疫上の管理に必要な事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 検査場所の責任者が初生ひなの輸送用車両及び運転者を指定する場合

ア 検査場所の責任者は、初生ひな輸送業務で使用する消毒液の作成及び輸送用車両の清掃・消毒について育すう管理者に指示する。

イ 育すう管理者は、消毒液を作製するとともに、輸送用車両の初生ひな積載場所の清掃及び消毒を実施する。

ウ 育すう管理者は、運転者に洗濯済みの専用作業着へ更衣させ、靴及び手指の消毒を行う。

#### (2) 輸入者等が初生ひなの輸送車両及び運転者を指定する場合

ア 検査場所の責任者は、輸入者等に対し、輸送用車両の消毒、運転者の更衣、靴及び手指の消毒について依頼する。

イ 検査場所の責任者は、到着した車両の消毒に使用する消毒液の作成並びに輸送用車両及び運転者の更衣、消毒状況について育すう管理者に聴取させる。

#### (3) 運転者は、到着港において、家畜防疫官の指示に従い、初生ひなを輸送用車両に積載し、検査場所に移動する。

#### (4) 育すう管理者は、初生ひなを積載して到着した車両に対して、検査場所の入口において車輪を中心に消毒液を十分噴霧する等により消毒を行う。運転者に対しては、消毒薬を全身に噴霧するとともに、靴及び手指の消毒を行う。

#### (5) 育すう管理者は、輸送用車両から初生ひなを取り卸した後、積載場所を消毒の上、清掃する。

### 3 輸送事故への対処

輸送用車両の運転者は安全な運行に努める。万一輸送事故（車両故障を含む。以下同じ。）が発生した場合は、状況に応じ現場の警察官の指示に従うとともに、次により対処する。

#### (1) 運転者は、速やかに初生ひなの積載状況及び車両の損傷の程度（初生ひなの積載場所及び鍵の状況を含む。）を確認し、指示書に記載されている検査担当動物検疫所と連絡を取り、指示に従う。

#### (2) 運転者は、検査場所の責任者又は輸入者等に連絡を取るとともに、速やかに初生ひなを指定検査場所まで安全かつ確実に運搬することができないと考えられる場合は、代替の輸送用車両の手配を依頼する。車両の修理の際には、初生ひなの逃亡、汚染がないよう注意する。

- (3) 運転者は、輸送用車両を交換する場合は、初生ひなの積載場所の消毒及び初生ひなの逃亡について注意して積み替えを行う。

#### 4 記録の作成及び確認

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況、運転手の更衣等について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 輸送事故があった場合には、検査場所の責任者は、速やかに事故の発生状況、対処状況及び今後の事故防止措置について取りまとめの上、検査担当動物検疫所に報告する。
- (3) 検査場所の責任者は、記録簿を確認し、5年間保管する。

## 初生ひな輸送管理記録簿

事項	使用する薬剤、器材等の例	育すう管理者の確認	検査場所の責任者の確認
消毒液の作成	使用薬剤名： 使用薬剤量： 使用希釈水量： 作成容器：		
輸送用車両の清掃 及び消毒（輸入者等 が指定する場合は 運転者に聴き取り）	消毒液 噴霧器 ほうき		
運転者の更衣、消毒 （輸入者等が指定す る場合は運転者に 聴き取り）	洗濯済み専用作業着 手洗消毒槽、踏込消毒槽、 噴霧器		
到着時の輸送車両 の車輪の消毒	消毒液 噴霧器 車両消毒槽		
到着時の運転者の 消毒（全身の噴霧、 手指、靴）	消毒液 手洗消毒槽、踏込消毒槽、 噴霧器		
到着時の輸送車両 の積載場所の消毒、 清掃	消毒液 噴霧器 ほうき		

## 注意事項

- 育すう管理者は、各事項について使用する薬剤、器材を用いて適切に作業を行い、確認欄に署名又は押印する。聴き取り事項については、その概要を記入する。
- 検査場所の責任者は、各項目について育すう管理者が適切に作業を行ったことを確認し、確認欄に署名又は押印する。

## 初生ひな飼養管理標準作業書（モデル案）

### 1 目的

係留検査中の初生ひなの飼養管理に必要な事項について定める。

### 2 手順

#### (1) 初生ひな到着時の作業

育すう管理者は、初生ひなが検査場所に到着後速やかに、到着羽数、死亡羽数及び健康状態を確認し、検査場所の責任者に報告する。

検査場所の責任者は、初生ひなの輸入検疫要領の別記様式第7号の輸入初生ひなの到着確認報告により検査担当動物検疫所に報告する。

#### (2) 初生ひなの観察及び育すう舎内の管理に関する指示

検査場所の責任者は、元気食欲のないもの、下痢血便を認めたもの、呼吸器症状のあるもの、眼症状のあるもの、神経症状のあるもの等の初生ひなの健康状態の観察方法及び初生ひなの飼育日齢にあった管理を行うための温度及び湿度の管理基準について、育すう管理者に指示する。

#### (3) 初生ひなの観察及び育すう舎内の温度等の管理

育すう管理者は、管理基準に従い温度及び湿度の管理を行う。また、午前は9時、午後は3時を原則として、初生ひなの健康状態、異常及び死亡の有無を観察するとともに、温度、湿度の室内環境や飼料の採食状況を確認し、初生ひなの輸入検疫要領の別記様式第8号の育すう日誌に記帳し、検査場所の責任者へ報告する。異常が認められた場合については、検査場所の責任者の指示に従うとともに、育すう日誌の余白に記録する。

#### (4) 検査担当動物検疫所に対する報告

検査場所の責任者は、初生ひなに大量死等の異常を認めた場合は、速やかに検査担当動物検疫所に電話連絡する。

育すう日誌については毎日、初生ひなの輸入検疫要領の別記様式第9号の育すう成績報告書については一週間ごと又は家畜防疫官の求めに応じ、検査担当動物検疫所に送付する。

#### (5) 家畜防疫官の立入検査時の対応

検査場所の責任者又はその代理者は、家畜防疫官が行う立入検査に立会い、初生ひなの飼養管理状況及び各種記録簿の点検状況について説明を行うとともに、家畜防疫官の検査に対応する。

#### (6) ひなの搬出時の対応

育すう管理者は、外来者消毒等標準作業書に準じ、運転者に必要な記録をさせるとともに、更衣場所での着替え、手指、長靴の消毒をさせる。また、車両についても入口において十分に消毒を行う。

(7) 災害盗難等の事故時の対応

検査場所の責任者は、初生ひなが災害盗難等の事故に遭遇した場合は速やかに事故の状況を検査担当所長に報告する。

3 記録の確認及び保管

検査場所の責任者は、育すう日誌を確認し、5年間保管する。

## 従事者防疫管理標準作業書（モデル案）

### 1 目的

従事者の防疫上の管理に必要な事項を定める。

### 2 管理事項

#### (1) 身体の洗浄と更衣

従事者は、育すう舎の入退場に際して、更衣場所においてシャワー等で身体を洗浄し育すう舎内着と舎外着とを着替える。

#### (2) 手指及び長靴の消毒

従事者は、育すう舎の入退場に際して手指及び長靴の消毒を行う。

#### (3) 作業服の消毒

育すう舎内着は週2回以上消毒の上、洗濯を行う。消毒薬は逆性石けん500倍液等とし、浸漬時間は6時間とする。熱湯消毒の場合は、80℃以上10分間とする。

### 3 記録の作成、確認

(1) 従事者は、記録簿（別記様式）により身体の洗浄、育すう舎内着の着用等及び消毒・洗濯について記録する。

(2) 検査場所の責任者は、記録簿を確認し、5年間保管する。



## 種卵輸送標準作業書（モデル案）

### 1 目的

種卵の輸送における防疫上の管理に必要な事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 検査場所の責任者が種卵の輸送用車両及び運転者を指定する場合

ア 検査場所の責任者は、種卵輸送業務で使用する消毒液の作成及び輸送用車両の清掃・消毒について育すう管理者に指示する。

イ 育すう管理者は、消毒液を作製するとともに、輸送用車両の種卵積載場所の清掃及び消毒を実施する。

ウ 育すう管理者は、運転者に洗濯済みの専用作業着へ更衣させ、靴及び手指の消毒を行う。

#### (2) 輸入者等が種卵の輸送車両及び運転者を指定する場合

ア 検査場所の責任者は、輸入者等に対し、輸送用車両の消毒、運転者の更衣、靴及び手指の消毒について依頼する。

イ 検査場所の責任者は、到着した車両の消毒に使用する消毒液の作成並びに輸送用車両及び運転者の更衣、消毒状況について育すう管理者に聴取させる。

#### (3) 運転者は、到着港において、家畜防疫官の指示に従い、種卵を輸送用車両に積載し、検査場所へ移動する。

#### (4) 育すう管理者は、種卵を積載して到着した車両に対して、検査場所の入口において車輪を中心に消毒液を十分噴霧する等により消毒を行う。運転者に対しては、消毒薬を全身に噴霧するとともに、靴及び手指の消毒を行う。

#### (5) 育すう管理者は、輸送用車両から種卵を取り卸した後、積載場所を消毒の上、清掃する。

### 3 輸送事故への対処

輸送用車両の運転者は安全な運行に努める。万一輸送事故（車両故障を含む。以下同じ。）が発生した場合は、状況に応じ現場の警察官の指示に従うとともに、次により対処する。

#### (1) 運転者は、速やかに種卵の積載状況及び車両の損傷の程度（種卵の積載場所及び鍵の状況を含む。）を確認し、指示書に記載されている検査担当動物検疫所と連絡を取り、指示に従う。

#### (2) 運転者は、検査場所の責任者又は輸入者等に連絡を取るとともに、速やかに種卵を指定検査場所まで安全かつ確実に運搬することができないと考えられる場合は、代替の輸送用車両の手配を依頼する。車両の修理の際には、種卵を汚染することがないように注意する。

- (3) 運転者は、輸送用車両を交換する場合は、種卵の積載場所の消毒について注意して積み替えを行う。

#### 4 記録の作成及び確認

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況、運転手の更衣等について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 輸送事故があった場合には、検査場所の責任者は、速やかに事故の発生状況、対処状況及び今後の事故防止措置について取りまとめの上、検査担当動物検疫所に報告する。
- (3) 検査場所の責任者は、記録簿を確認し、5年間保管する。

## 種卵輸送管理記録簿

事項	使用する薬剤、器材等の例	貯卵及びふ卵管理者の確認	検査場所の責任者の確認
消毒液の作成	使用薬剤名： 使用薬剤量： 使用希釈水量： 作成容器：		
輸送用車両の清掃及び消毒（輸入者等が指定する場合は運転者に聴き取り）	消毒液 噴霧器 ほうき		
運転者の更衣、消毒（輸入者等が指定する場合は運転者に聴き取り）	洗濯済み専用作業着 手洗消毒槽、踏込消毒槽、 噴霧器		
到着時の輸送車両の車輪の消毒	消毒液 噴霧器 車両消毒槽		
到着時の運転者の消毒（全身の噴霧、手指、靴）	消毒液 手洗消毒槽、踏込消毒槽、 噴霧器		
到着時の輸送車両の積載場所の消毒、清掃	消毒液 噴霧器 ほうき		

## 注意事項

1. 貯卵及びふ卵管理者は、各事項について使用する薬剤、器材を用いて適切に作業を行い、確認欄に署名又は押印する。聴き取り事項については、その概要を記入する。
2. 検査場所の責任者は、各項目について貯卵及びふ卵管理者が適切に作業を行ったことを確認し、確認欄に署名又は押印する。

## 種卵ふ化管理標準作業書（モデル案）

### 1 目的

係留検査中の種卵のふ化管理に必要な事項について定める。

### 2 手順

#### (1) 種卵到着時の作業

育すう管理者は、種卵が検査場所に到着後速やかに、到着個数、死亡個数及び破損個数を確認し、検査場所の責任者に報告する。

検査場所の責任者は、種卵の輸入検疫要領の別記様式第7号の輸入種卵の到着確認報告により検査担当動物検疫所に報告する。

検査場所の責任者は、ホルマリンガス又は消毒薬液を用い、種卵を消毒する。

#### (2) 種卵の観察及びふ卵設備の管理に関する指示

検査場所の責任者は、種卵に発育中止（停止）、死ごもり等の異常卵がないか検卵する方法及び種卵のふ卵日数にあった管理を行うための温度及び湿度の管理基準について、育すう管理者に指示する。

#### (3) 種卵の観察及びふ卵設備の温度・湿度の管理

育すう管理者は、管理基準に従い温度及び湿度の管理を行う。また、午前は9時、午後は3時を原則として、種卵の検卵を行うとともに、ふ卵設備の温度、湿度を確認し、種卵の輸入検疫要領の別記様式第8号の種卵管理及び育すう日誌に記帳し、検査場所の責任者へ報告する。異常が認められた場合については、検査場所の責任者の指示に従うとともに、種卵管理及び育すう日誌の余白に記録する。

#### (4) 検査担当動物検疫所に対する報告

検査場所の責任者は、種卵に発育中止（停止）、死ごもり等の異常を認めた場合は、速やかに検査担当動物検疫所に電話連絡する。

種卵管理及び育すう日誌については、ふ卵中にある場合は家畜防疫官の求めに応じ、ふ化後にある場合は毎日、検査担当動物検疫所に報告する。また、種卵の輸入検疫要領の別記様式第9号の種卵管理及び育すう成績報告書については、1週間ごと又は家畜防疫官の求めに応じ、検査担当動物検疫所に送付する。

#### (5) 家畜防疫官の立入検査時の対応

検査場所の責任者又はその代理者は、家畜防疫官が行う立入検査に立会い、種卵のふ化管理状況及び各種記録簿の点検状況について説明を行うとともに、家畜防疫官の検査に対応する。

#### (6) ふ化した初生ひなの搬出時の対応

育すう管理者は、従事者防疫管理標準作業書に準じ、作業者に更衣場所での着替え、手指、長靴の消毒をさせる。

(7) 災害盗難等の事故時の対応

検査場所の責任者は、種卵が災害盗難等の事故に遭遇した場合は速やかに事故の状況を検査担当所長に報告する。

3 記録の確認及び保管

検査場所の責任者は、種卵管理日誌を確認し、5年間保管する。